

医療法人京都翔医会 西京都病院
地域密着型特定施設入居者生活介護

洛桂の郷

地域密着型特定施設入居者生活介護

〔重要事項説明書〕

〒615-8032

京都市西京区牛ヶ瀬奥ノ防町 104

TEL 075-394-0261

FAX 075-394-0264

1 指定地域密着型特定施設入居者生活介護サービスを提供する事業者

事業主体の名称	医療法人京都翔医会	
事業主体の代表者の氏名及び職名	理事長 飯田 洋也	
事業主体（法人）の主たる事務所の所在地 （連絡先及び電話番号等）	事業主体（法人）の主たる事務所の所在地	京都市西京区桂畑ケ田町175番地
	電話番号	075-381-5166
	FAX番号	075-391-6166
	ホームページアドレス	あり : https://hospykh.jp なし :
事業主体の設立年月日	2023年10月1日	

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	医療法人京都翔医会 西京都病院サービス付き高齢者向け住宅 洛桂の郷
介護保険指定事業所番号	
事業所所在地	京都市西京区牛ヶ瀬奥ノ防町104
連絡先	075-394-0261
連絡先担当者	施設長兼管理者 初村 一樹
入居定員/居室数	29名/29室

(2) 入居施設で合わせて実施する事業内容

事業の種類	事業者番号	定員
地域密着型 特定施設入居者生活介護		29名
通所介護	2674000837	30名

(3) 受託居宅サービス事業者等

居宅サービス名	該当なし
事業者名	
事業所名	
事業所所在地	
委託の内容	

(4) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人京都翔医会が開設する医療法人京都翔医会西京都病院サービス付き高齢者向け住宅洛桂の郷が行う地域密着型特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護や機能訓練を提供することを目的とする。
運営の方針	事業の提供に当たって、事業所の職員は施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。入居者及び利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

(5) 事業所の職員体制

管理者	管理者 初村 一樹
-----	-----------

職名	職務内容	人員数
管理者	管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定地域密着型特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。	常勤 1名 通所介護管理者と兼務
計画作成担当者	計画作成担当者は、入居者又は家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、他の指定地域密着型特定施設入居者生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。	常勤 1名 非常勤 0名
生活相談員	生活相談員は、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、入居者の社会生活に必要な支援を行う。	常勤 1名 非常勤 0名
看護職員	看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとする。	常勤 2名 非常勤 7名
介護職員	介護職員は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。	常勤 4名 非常勤 4名
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。	常勤 1名 非常勤 1名
事務職員	必要な事務を行う。	1名以上

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) サービス内容

サービス区分と種類	内容
地域密着型特定施設入居者生活介護計画	<p>＜地域密着型特定施設入居者生活介護＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入居者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型特定施設入居者生活介護計画を作成します。 2 地域密着型特定施設入居者生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、入居者の同意を得ます。 3 地域密着型特定施設入居者生活介護計画の内容について、入居者の同意を得たときは、地域密着型特定施設入居者生活介護計画書を入居者に交付します。 4 それぞれの入居者について、地域密着型特定施設入居者生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
食事	栄養状態を定期的に把握し、摂食・嚥下機能その他の入居者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
入浴	週2回入浴を行います。身体の状態により、清拭の対応へ変更する場合があります。入居者又は家族の希望によって週2回を超える入浴を従業員が介助した場合は1回2000円の実費となります。
洗濯代行	洗う・干す・たたむ・お返しまでを行います。週2回の入浴に伴う衣類の洗濯は、介護保険サービス内で行います。(500円/(税込)回)
居室清掃の代行	居室内の簡単な清掃(床、トイレ、整理整頓)を行います。(1回30分以内)週2回の簡単な掃除と週1回のシーツ交換は介護保険サービス内で行います。(500円/(税込)回)
買い物等の代行	1袋分の買い物を代行します
排せつ	心身の状態に応じて、適切な排泄支援を行います。おむつ代は入居者の負担となります。
離床、着替え、整容等の日常生活上の世話	<ol style="list-style-type: none"> 1 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 2 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
通院介助	法人病院に限り1回30分/1000円のサービスですが、30分を越える毎に1000円追加になります。
機能訓練	機能訓練指導員により入居者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下防止に努めます。

健康管理	1 看護職員により心身の状態に応じて適切な措置を講じます。 2 協力医療機関に通院する場合は、その介助について出来る限り配慮します。
レクリエーション等	週1～2回程度、食堂・機能訓練室にて次のようなレクリエーションを行います。 ・脳トレ（学習療法）、運動レクなど ・趣味の活動（生け花、お茶、囲碁・将棋）など
相談及び援助	入居者とその家族からの相談に応じます。

(2) 地域密着型特定施設入居者生活介護従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員が行う診療の補助行為を除く）
- ② 入居者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（入居者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ④ その他入居者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) あ提供するサービスの利用料、入居者負担額（介護保険を適用する場合）について

Ⅰ 地域密着型特定施設入居者生活介護の利用料

区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
入居者生活介護費	要介護1	546単位	5,705円	571円	1,142円	1,713円
	要介護2	614単位	6,416円	642円	1,284円	1,926円
	要介護3	685単位	7,158円	716円	1,432円	2,148円
	要介護4	750単位	7,837円	784円	1,568円	2,352円
	要介護5	820単位	8,569円	857円	1,714円	2,571円

- ※ 身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の97/100となります。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

該当 ☑	加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
				1割負担	2割負担	3割負担	
	入居継続支援加算(Ⅰ)	36	376円	38円	75円	113円	1日につき
	入居継続支援加算(Ⅱ)	22	229円	23円	46円	69円	
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,090円	209円	418円	627円	1月につき ※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	125円	13円	25円	38円	1日につき
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	209円	21円	42円	63円	
	夜間看護体制加算(Ⅰ)	18	188円	19円	38円	56円	1日につき
☑	夜間看護体制加算(Ⅱ)	9	94円	9円	19円	28円	
	若年性認知症入居者受入加算	120	1,254円	125円	251円	376円	1日につき
☑	協力医療機関連携加算	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき
	口腔・栄養スクリーニング加算	20	209円	21円	42円	63円	1回につき
☑	退院・退所時連携加算	30	313円	31円	63円	94円	1日につき
☑	看取り介護加算(Ⅰ)	72	752円	75円	150円	226円	死亡日以前31日以上45日以下
☑		144	1,504円	150円	301円	451円	死亡日以前4日以上30日以下
☑		680	7,106円	711円	1,421円	2,132円	死亡日前2日又は3日
☑		1,280	13,373円	1,338円	2,675円	4,013円	死亡日
☑	看取り介護加算(Ⅱ)	572	5,977円	598円	1,195円	1,793円	死亡日以前31日以上45日以下
☑		644	6,729円	673円	1,346円	2,019円	死亡日以前4日以上30日以下
☑		1,180	12,331円	1,233円	2,466円	3,699円	死亡日前2日又は3日
☑		1,780	18,601円	1,860円	3,720円	5,580円	死亡日
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	31円	3円	6円	9円	1日につき
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	41円	4円	8円	12円	
	新興感染症等施設療養費	240	2,508円	251円	502円	752円	1日につき
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,045円	106円	209円	314円	1月につき
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	104円	10円	21円	31円	
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	104円	10円	21円	31円	1日につき
☑	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	52円	5円	10円	16円	
	退居時情報提供加算	250	2,612円	261円	522円	784円	1回につき
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	229円	23円	46円	69円	1日につき
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	188円	19円	38円	56円	
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	62円	6円	12円	19円	
	科学的介護推進体制加算	40	418円	42円	84円	125円	1月につき
	ADL維持等加算(Ⅰ)	30	313円	31円	63円	94円	1月につき
	ADL維持等加算(Ⅱ)	60	627円	63円	125円	188円	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の128/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
☑	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の122/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の110/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の88/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	

■要介護度による区分はありません。(該当する場合には、要介護度に関わらず一律加算されます)

- ※ 入居継続支援加算は、入居者や職員の割合について厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出ている場合に算定します。
- ※ 生活機能向上連携加算は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設の理学療法士等が、当施設を訪問し機能訓練指導員等と共同して入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。
- ※ 個別機能訓練加算は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。
- ※ 夜間看護体制加算は、看護に係る責任者を定め、入居者に対して24時間連絡できる体制と必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合に算定します。
- ※ 若年性認知症入居者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の入居者を対象に指定(介護予防)特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 協力医療機関連携加算は、当施設の看護職員が入居者ごとに健康状態の状況を継続的に記録し、協力医療機関や主治医に対して入居者の健康状況について、月に1回以上情報提供している場合に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに、入居者の口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、担当する介護支援専門員に栄養状態に関する情報提供を行った場合に算定します。
- ※ 退院・退所時連携加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から当施設に入居した場合に、入居した日から30日以内の期間について算定します。
- ※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入居者に対して、他職種共同にて介護に係る計画を作成し、入居者又は家族の同意のもと、入居者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるように支援した場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の入居者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ 新興感染症等施設療養費は、入居者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算は、見守り機器の導入やテクノロジーの活用などを行うことで、介護現場における生産性向上、質の確保など業務改善の促進を図った事業所に算定します。
- ※ 高齢者施設等感染対策向上加算は、新興感染症の発生時を想定し感染対策向上加算の届出をしている医療機関との連携を整備し、実施指導や研修などを規定回数以上受けた場合に算定します。
- ※ 退居時情報提供加算は、医療機関へ退居する入居者等について入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を医療機関へ提供した場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して指定(介護予防)特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。

- ※ 科学的介護推進体制加算は、LIFE を活用し入居者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等、利用者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出することにより算定します。
- ※ ADL 維持等訓練加算は、BI 研修を受け適切に評価できる者が、入居者（要介護者）の ADL（日常生活動作）の評価を行い、一定の条件のもと LIFE を活用し厚生労働省に提出することで算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員をはじめとする介護事業所で働く職員の賃金向上や職場改善の取り組みを行う事業所に認められる加算です。（Ⅰ）～（Ⅳ）4 区分あり、①事業所内の経験・技能ある職員を充実させ一定割合以上配置していること②総合的な職場環境改善による職員の定着促進③資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備④介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップなど、必要な要件を満たし算定します。区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価（5 級地 10.45 円）を含んでいます。
- ※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいっただんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

4 その他費用について

① キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記により「食事代・その他有料サービス料」のキャンセル料を請求させていただきます。	
	利用予定の前日正午までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	利用予定の前日正午を過ぎてからのご連絡の場合	入居者負担金の全額を請求いたします。
	利用予定の当日までにご連絡のない場合	入居者負担金の全額を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
② 理美容代	実費（運営規定に定める金額のとおり）	
③ その他	日常生活において通常必要となる経費であって、入居者負担が適当と認められるもの（入居者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。	

5 利用料、入居者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、入居者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料の入居者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 25 日までに入居者あてにお届け（郵送）します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア 請求月の 27 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、入居者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「特定施設入居者生活介護計画」を作成します。なお、作成した「特定施設入居者生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「地域密着型特定施設入居者生活介護計画」に基づいて行います。なお、「地域密着型特定施設入居者生活介護計画」は、入居者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 地域密着型特定施設入居者生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、入居者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 入居者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き
介護居室、一時介護室は設置していません。

8 虐待の防止について

事業者は、入居者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 人権の擁護及び虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 初村 一樹
-------------	-----------

(2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(3) 成年後見制度の利用を支援します。

(4) 苦情解決体制を整備しています。

(5) 虐待の防止のための指針を整備します。

(6) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 身体拘束等について

事業者は、原則として入居者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、入居者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、態様及び時間、入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性……直ちに身体拘束を行わなければ、入居者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合

(2) 非代替性……身体拘束以外に、入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合（代替えする方法がない場合）

(3) 一時性……入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く場合

10 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 入居者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、入居者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た入居者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、入居者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いません。また、入居者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入居者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、入居者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、入居者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入居者の負担となります。）</p>

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、入居者が予め指定する連絡先にも連絡します。

<p>【家族等緊急連絡先】</p>	<p>氏 名 住所 電話番号</p> <p style="text-align: right;">続柄</p>
<p>【主治医】</p>	<p>医療機関名 氏 名 電話番号</p>

12 事故発生時の対応方法について

入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、入居者の家族、入居者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事故発生時の状況および対応を文章化し、その原因を解明するとともに、入居者・身元引受人等へ報告し事故の再発防止に努めます。また、事故の状況によっては市町村をはじめ関係諸機関に報告します。

【市町村（保険者）の窓口】 西京区役所健康長寿推進課	所在地 京都市西京区上桂森下町 25-1 電話番号 075-381-7643 (直通)
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 医療法人京都翔医 西京都病院 サービス付き高齢者向け住宅洛桂の郷 所在地 京都市西京区牛ヶ瀬奥ノ防町 104 電話番号 075-394-0261 担当介護支援専門員 惟任 克行

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	個人用火災総合保険
補償の概要	建物のみ風災、地震、水災時の補償

13 心身の状況の把握

指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する指定地域密着型特定施設入居者生活介護計画の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者等に速やかに送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 指定地域密着型地域型特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から 5 年間保存します。
- ② 入居者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 管理者・初村 一樹 ）
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回 5月・11月）
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

17 業務継続計画（BCP）の策定等

- ・事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護サービスを継続的に実施するため計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「BCP」という）を策定し、当該BCPに従い、必要な措置を講じるものとする。
- ・事業者は従業員に対し、BCPについて説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- ・事業所は、定期的にBCPの見直しを行い、必要に応じてBCPの変更を行うものとする。

18 衛生管理及び感染症の対策等

- ① 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健センターの助言、指導を求めるとともに、発生時は密接な連携に努めます。
- ④ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ⑤ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ⑥ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

19 入居者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

20 就業環境の確保（パワハラ・セクハラ・カスハラの防止）

事業所は職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

21 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

（下表に記すのとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・ 苦情又は相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によっては受付した担当者または責任者が訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行う。
- ・ 窓口で受けた苦情については、受付した担当者が責任者に報告する。その場で対応可能なもの あっても、必ず責任者に連絡をして、処理内容を決定し、利用者に伝達する。
- ・ 上記によっても苦情処理を行えない場合については、当事業所で会議を行い決定する。また、必要に応じて、弁護士等に相談して決定する。
- ・ 入居者に対してサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償について検討する。発防止のため、当事業所で周知を行う。

(2) 苦情申立の窓口

医療法人京都翔医会 西京都病院 サービス付き高齢者向け住宅 洛桂の郷	所在地 京都市西京区牛ヶ瀬奥ノ防町 104 電話番号 075-394-0261 受付時間 9:00～17:30（月曜日～金曜日）
京都市西京区役所 健康長寿推進課高齢介護保険担当	所在地 京都市西京区上桂森下町 25-1 電話番号 075-381-7638
京都市西京区役所洛西支所 健康長寿推進課高齢介護保険担当	所在地 京都市西京区大原野東境谷町二丁目 1-2 電話番号 075-332-9274
京都府国民健康保険団体連合会	所在地 京都市下京区烏丸通四条下る 水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内 電話番号 075-354-9090

22 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者による評価 の実施状況	実施有無	ありの場合			
	なし	直近の実施日	令和	年	月 日
		評価機関名称			
		開示の方法			

23 利用料金、費用の改定、体験入居等

1. 地域密着型特定施設入居者生活介護の料金

(1) 月額利用料

- ・家賃：60,000円～72,000円（非課税）※お風呂の有無により異なります。
- ・管理費：30,000円（課税）（建物の維持・管理費、清掃員の人件費）
- ・共益費：30,000円（税込）（居室及び共用部の水道光熱費）
- ・食費：朝食：500円、昼食：780円、夕食：720円（税込）

◆希望によりおやつを1食150円（税込）で提供します。

※食事をキャンセルされる場合は、1日前までに所定の用紙にて申請下さい。

これ以降のキャンセルは喫食扱いとなり料金が発生します。

(2) その他の費用

医療費、紙おむつ等の介護消耗品、化粧品、衣類、クリーニング、理容・美容、嗜好品等及び専用居室で使用されるトイレトーパーやティシュペーパーなど専ら入居者の個人的利用、使用に係る費用は入居者負担となります。

(3) 費用の改定

- ・月額施設利用料および有料サービスの単価については、消費者物価指数及び人件費、また諸種の経済状況の変化などを勘案し、事業の安定的継続の視点から、運営懇談会の意見を聞いたうえで、改定する場合があります。
- ・介護保険給付費については、介護保険の介護給付基準が変更される場合には、それに応じて変動します。
- ・家賃、管理費、食費、敷金および介護保険給付費は消費税非課税です。それ以外の費用には消費税が課税されます。消費税率が改定になった場合は、改定の内容及び法令等の定めに従い、利用料も変更になります。

(4) 体験入居

契約を希望されている方は、正式な契約締結前に「体験入居」をしていただけます。

体験入居費用 1泊2日 食事付き 7,000円（税込）

体験入居のご利用は、3泊4日を限度とします。

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

当事業者は、サービスの利用にあたり、入居者等に対して重要事項説明書を交付のうえ、指定地域密着型特定施設入居者生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	京都市西京区桂畑ケ田町 175 番地	
	法人名	医療法人京都翔医会	
	代表者名	理事長 飯田 洋也	印
	事業所名	西京都病院 サービス付き高齢者向け住宅 洛桂の郷	
	説明者氏名		印

私は、上記の内容について事業者から重要事項説明書に基づいて説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

入居者	住所	
	氏名	印

代筆者	住所	
	氏名	印（続柄： ）

